

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年2月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		27名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額204,000円のほか諸手当が支給される。（採用までに給与改定があった場合はそれによる。）

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1） 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの

（2） 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者

イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

6 第1次試験

（1） 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

（2） 試験期日

平成25年5月12日（日）

（3） 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

西部総合事務所 米子市糞町一丁目160

7 第2次試験

（1） 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基準	
	男性	女性

身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行に支障がないこと。	
聴力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成25年6月17日（月）から同月19日（水）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成25年5月23日（木）に鳥取県庁本庁舎、中部総合事務所及び西部総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成25年7月16日（火）に鳥取県庁本庁舎、中部総合事務所及び西部総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験合格者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成26年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によっては平成25年10月1日に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年4月5日（金）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年4月22日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年4月5日（金）午前0時から同月17日（水）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。